

# 公 告 第 5 5 4 号

## 規約の改訂について

令和 8 年 2 月 2 0 日開催の第 1 3 9 回組合会において、以下の通り「組合同約」の改訂について議決・承認されましたので、組合同約第 5 2 条の規定により公告します。

### 記

#### 1. 「組合同約」の改訂

新	旧
<p>(特定被保険者の保険料額)</p> <p>第 45 条 この組合において、介護保険第 2 号被保険者たる被 扶養者を有する介護保険第 2 号被保険者以外の被保 険者に関する保険料額は一般保険料<u>等額</u>と介護保険 料額との合算額とする。</p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることができる費途は、次の 各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1)子ども・子育て支援納付金</u></p> <p><u>(2)子ども・子育て支援金還付金</u></p> <p><u>(3)雑支出</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第 49 条 (略)</p> <p>2 介護納付金<u>及び子ども・子育て支援納付金</u>に係る準備金は、 原則として前項第 1 号の方法によって保有しなければならな い。</p>	<p>(特定被保険者の保険料額)</p> <p>第 45 条 この組合において、介護保険第 2 号被保険者たる被 扶養者を有する介護保険第 2 号被保険者以外の被保 険者に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料 額との合算額とする。</p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (新設)</p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第 49 条 (略)</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号の方法 によって保有しなければならない。</p>

以上

令和 8 年 2 月 26 日

J-オイルミルズ健康保険組合

理事長 山口

